

諫早市教育委員会議事録
令和 5 年第 4 回（3 月定例）

令和 5 年第 4 回（3 月定例）教育委員会

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 2 9 日（水）
1 5 時 0 0 分～1 5 時 5 0 分
- 2 場 所 諫早市役所 8 階 会議室 8－1
- 3 出席者 教育長 石部 邦昭
委 員 原田 裕介
委 員 山口 秀雄
委 員 中野 高子
委 員 小野 靖彦
- 4 会議に出席した事務職員
教育次長 後田 一光
教育総務課長 江頭 大一
学校教育課長 田上 顕二
生涯学習課長 諸岡 昌史
- 5 議題
報告第 5 号 臨時代理の報告について（諫早市教育委員会職員の
任免について）
議案第 6 号 第 3 期諫早市教育振興基本計画の策定について
議案第 7 号 諫早市学校運営協議会委員の委嘱について
議案第 8 号 諫早市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一
部を改正する規則
議案第 9 号 諫早市少年補導員の委嘱について

議事録署名人の指名

原田委員と山口委員を議事録署名人に指名

議事の非公開

報告第5号、議案第7号及び議案第9号については人事案件であるため非公開

議事録の承認

令和5年第2回（2月定例）教育委員会の議事録について
質問・意見なし
原案どおり可決

令和5年第3回（3月臨時）教育委員会の議事録について
質問・意見なし
原案どおり可決

教育長の報告の要旨

《教育長の報告》

全部で7点項目を挙げている。まず、新型コロナウイルス対策について、政府は3月13日からマスク着用を個人の判断に委ねるとしている。ただし、医療機関や混雑した電車等では着用が推奨されており、場面に応じた対応が必要ということである。市役所内でも市民の方については、マスク着用は個人の判断ということにしており、職員については原則マスクを着用することになっている。

なお、政府は5月8日から新型コロナウイルスを季節性インフル

エンザと同じ5類へ引き下げる方針であることも公表している。5月の連休明けからインフルエンザと同じ取り扱いとなる。それに伴い、文科省は4月1日から児童生徒および教職員は学校教育活動にあたって、マスクの着用を求めないことを基本としているということである。

ただし、登下校時や通勤ラッシュ時など混雑した電車とかバスを利用する場合、若しくは、校外学習において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などはマスク着用が推奨されるとなっているけれども、基礎疾患があるなど様々な事情により感染不安があるためマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒がいたりすることなどを考えて、学校で教職員がマスクの着脱を強いることがないように、また、児童生徒の間においても、マスクの着用の有無による差別偏見等がないよう適切に指導を行うよう通知が来ている。

加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず季節性インフルエンザ等も含め感染症が流行している場合には、教職員がマスクを着用する、又は児童生徒に着用を促すということも考えられるが、そういった場合においてもマスクの着用を強いることがないようにすること、咳やくしゃみの際には咳エチケットを行うよう児童生徒に指導することといった通知があっている。

4月1日から、基本的には学校の教育活動に当たってはマスクの着用を求めないとしているが実際どうであろうか。強制して“しろ”とも“するな”とも言ってはいけないので、私の個人的な感覚では暫くはバラバラかなと思う。そして、5月8日以降になれば一斉に外していくのではないかというのが個人的な意見である。

2番目、教育大綱と第3期諫早市教育振興基本計画について、おかげさまで教育大綱については、1月25日に市長の招集で行われた教育総合会議で承認いただいた。本日の教育委員会で第3期諫早市教育振興基本計画をご審議いただきたい。この基本計画は、令和5年の2023年度から、令和9年の2027年度までの5年間を計画期間として、本市教育行政の基本目標と取り組むべき政策の体系を明示したものである。後ほどご審議についてよろしくお願いしたい。

3番目、学校給食費助成をはじめ教育環境整備の充実について、3月議会において特に教育委員会の関係でどういうことがあったかということ、物価高騰による給食費の値上げを防ぐため、食材費の上昇分に係る支援を継続実施する。値上げした分を市が支援するということである。これは児童生徒分のみになるが、今まで通りの栄養

価のある給食を、保護者の負担が増えないようにしながら充実を図っていくため、その分を市が支援するもので、そのための予算を了承いただいた。

それから、特別支援員補助員５６名、学習サポーター８名、また校舎外壁等の改修工事とか、トイレ及び屋内運動場照明設備の改修とか、バリアフリー化工事における中学校のエレベーター工事等についても認めていただいたので、実施していくこととなる。

給食費を公会計化し、適正管理と公平性の確保、教育現場の負担軽減を図るということで、今までは学校が集めていた給食費は、この４月１日から市の会計になり、一般の税金等と同じように市に納めることになっている。徴収については６月から開始する。６月から３月までの１年分を１０ヶ月間で割り、１月いくらかと示した額を納めていただく。口座振替を原則にしているところである。

次に、卒業証書授与式、小学校が３月１６日、中学校が３月１４日に卒業証書授与式があった。市長が諫早小学校と真城中学校、私が真城小学校と諫早中学校に出向き、市長は祝辞、私は告示を述べた。出席する学校の順番は決めていて、年ごとに順番通りに行く予定にしている。

出席しなかった他の学校については、事前に市長の祝辞と教育委員会の告示を送り、それを印刷して当日学校で配付するしおりの中に掲載してもらった。今までは、副市長や部長、教育委員に行っていたいていただけたけれども、今年度からそのようにさせていただいた。結果を聞いたところ特に支障はなく、スムーズにいったようである。私も久しぶりに卒業式に参加して感激をした。卒業生は厳かで華やかな雰囲気の中で、教職員、保護者、来賓の祝福とはなむけの言葉を受けて学び舎を後にしたということである。

「学校改革準備室」を「学校改革推進室」へということで、適正規模、適正配置といった望ましい学校のあり方について検討するため、昨年４月教育委員会に学校改革準備室ができた。本年もこの４月から準備室から推進室へと、つまり実際にスピード感を持って改革を実施していくという方向性を示したものである。

１年間いろいろな角度から全ての学校の配置とか規模とか、そういうことを考えながら準備してきたので、今から実行に移していくということであるが、全部が全部をするわけではなく、特に小規模校から順番に、複式学級があるようなところを最初にしていかなければいけないというふうに思っている。住民の方々の同意を得られるよう丁寧に説明しながら行っていくので、ご理解いただきたいと思う。

次に、原田裕介氏の教育委員再任の件。令和５年４月２７日で任期満了となり、委員の任命には議会の同意が必要となるが、３月２０日の市議会本会議において満場一致で同意を得て、再任をされこととなっている。任期は令和９年４月２７日までの４年間。よろしくをお願いしたい。

教育委員会事務局職員の人事異動ということで、現在課長級以上の人事について後ほどの報告にもあるが、後田教育次長が総務部理事になられ、県央地域広域市町村圏組合派遣ということで昇任された。後任は、健康保険部次長兼感染対策室長の田島正孝さん。

それから、生涯学習課長諸岡昌史さんは農業委員会事務局長に昇任されている。後任は、現在スポーツ振興課長の竹島健吾さん。

教育総務課参事兼諫早幼稚園長高田敏彦さんは長崎大学教育学部附属幼稚園長になられて、その後任諫早幼稚園長に現在北諫早幼稚園長の嶺康子さんがなられている。なお、北諫早幼稚園は４月から休園ということになる。

生涯学習課参事兼少年センター所長の紙永智仁さんは長里小学校長へ転出されて、後任に真城中学校の教頭張本潤さんがなられている。以上が私の報告である

《教育長の報告に対する質問・意見》

質問・意見なし

《議題》

議案第６号 第３期諫早市教育振興基本計画の策定について
教育総務課長 説明

《教育総務課長の説明に対する質問・意見》

[委員]

通学合宿の実施件数のところであるが、いろいろな学習機会とか講座があると思うけれども、その中で通学合宿のみをこのように成果指標にされたというのは何か意図があるのか。

[生涯学習課長]

別の個別施策のところでは体験活動や地域子ども教室を指標にしているので、ここの施策では他で指標としていない通学合宿を指標としている。

原案可決

[教育総務課長]

計画の最終案を議決いただいたが、今後印刷するまでの間に、単純な字句の誤りや数値的なものの誤りがわかった場合などは、事務局の方で修正をさせていただきたい。

議案第 8 号 諫早市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部
を改正する規則

教育総務課長 説明

《教育総務課長の説明に対する質問・意見》

質問・意見なし

原案可決

《教育総務課長の報告》

令和 5 年度 各課の主な仕事について

《教育総務課長の報告に対する質問・意見》

質問・意見なし

《非公開議事》

報告第 5 号 臨時代理の報告について（諫早市教育委員会職員の任免について）

教育総務課長 報告

削除

了承

議案第 7 号 諫早市学校運営協議会委員の委嘱について

学校教育課長 説明

削除

原案可決

議案第 9 号 諫早市少年補導員の委嘱について
生涯学習課長 説明
削除
原案可決

その他

教育総務課長

- 1 定例教育委員会の日程について説明
- 2 長崎県市町村教育委員会連絡協議会総会及び合同研修会の日程
(予定) について説明

1 5 時 5 0 分閉会